

# 全日本柔道連盟公認審判員規程

## 第1章 目的

(目的)

### 第1条

この規程は、財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

### 第2条

本規程における公認審判員とは、審判員及び顧問審判員をいう。

## 第2章 審判員

(審判員)

### 第3条

審判員とは、次の各号に挙げるとおりとし、全柔連が選考のうえ認定した者をいう。

(1) Sライセンス審判員

特に技能が優秀であり、全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2) Aライセンス審判員

全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3) Bライセンス審判員

地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4) Cライセンス審判員

都道府県柔道連盟（協会）及びその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(管轄)

### 第4条

審判員の管轄については、次の各号に挙げるとおりとする。

(1) Sライセンス審判員は、全柔連が管轄すること

(2) Aライセンス審判員は、全柔連が管轄すること

(3) Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）が管轄すること

(4) Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が管轄すること

(審判員の義務等)

### 第5条

1 審判員は、指導者登録（Cライセンスは競技者登録でも良い）及び審判員登録を毎年更新するものとする。

2 審判員は、各種の大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を経由して管轄する団体に届けるものとする。

3 第1項及び前項に係る届け出は、管轄する団体から求められたとき、別紙様式により行うものとする。

4 審判員の服装は、別に定める服装規定による。

5 審判員が、次に定める各号の一に該当する場合は、全柔連の審判委員会は審判員の資格を停止し、又は喪失させることができる。

- (1) 特別の理由なく4年間（Sライセンス審判員については2年間）、試合の審判に携わらないとき
- (2) 更新手続きをしないとき
- (3) 審判員の義務を怠ったとき
- (4) 審判員として相応しくない言動のあったとき
- (5) その他審判員として不適格と認められたとき

（審判員研修会）

#### 第6条

- 1 Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。
- 2 Aライセンス審判員、Bライセンス審判員及びCライセンス審判員は、第4条各号に定められる管轄団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

（審判員の任期）

#### 第7条

- 1 Sライセンス審判員の任期は2年間とし、審査のうえ更新することができる。
- 2 Aライセンス審判員、Bライセンス審判員及びCライセンス審判員の任期は4年間とし、審査のうえ更新することができる。

（審判員の定年）

#### 第8条

審判員の定年は、満65歳とする。

（試験）

#### 第9条

審判員に関する試験・選考は、別表第1のとおりとする。

（費用）

#### 第10条

審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録料（更新を含む）、講習会費は別表第2のとおりとし、その都度納付するものとする。

（審判の実施）

#### 第11条

- 1 全国大会の試合の審判は、全柔連の審判委員会において選考したSライセンス審判員又はAライセンス審判員が行う。
- 2 全国大会のうち、実業団、大学、高等学校及び中学校等の全国大会の試合の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員又はBライセンス審判員が行う。ただし、全柔連が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。
- 3 全国大会を除く試合の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

### 第3章 顧問審判員

(顧問審判員)

#### 第12条

顧問審判員とは、年齢65歳以上及び7段以上（女子にあつては5段以上）の者から、全柔連が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。

(顧問審判員の義務等)

#### 第13条

- 1 顧問審判員は、指導者登録を毎年更新し、顧問審判員登録は初年度のみとする。
- 2 第5条第2項から第4項、第5項3号から5号の規定は、顧問審判員について準用する。

#### 付則

- 本規程は、平成2年4月1日から施行する。
2. 本規程は、平成12年4月1日改正・施行する。
  3. 本規程は、平成19年4月1日改正・施行する。

公認審判員規程（別表1）

区分		ライセンス	S	A	B	C
(1) 受験資格	①年齢		30歳以上満55歳まで	28歳以上満55歳まで	25歳以上	20歳以上
	②柔道経験		15年以上、5段以上 (女子は3段以上)	15年以上、5段以上 (女子は3段以上)	12年以上、4段以上 (女子は3段以上)	有段者
	③審判経験		「A」取得者の中から選考する。	「B」取得後3年以上の審判経験を有し、指導者登録した都道府県より推薦を受けた者とする。	「C」取得後2年以上の審判経験を有し、指導者登録した都道府県より推薦を受けた者とする。	都道府県において指導者登録又は競技者登録し、かつ講習会に出席し、許可された者とする。
(2)試験方法			全柔連より指名された審判委員会の選考審査委員3名以上がこれにあたる。 全柔連が主催する大会において審査・選考する。	全柔連より指名された審判委員会の選考審査委員3名以上がこれにあたる。 地区以上が主催する大会において審査する。受験回数は年1回とする。	地区柔道連盟（連合会・協会）から選ばれた審査員3名以上がこれにあたる。 地区柔道連盟（連合会・協会）が主催する講習会に出席し、その主催する試合において審査する。	都道府県における講習会等に出席し、その地域において審査する。
(3)試験内容			実技によって審査を行う。	筆記および実技によって審査を行う。		